

違法な貸金業

年率 20 %を超える利息は出資法違反であり、違反した業者は刑事罰の対象となります。
(利息制限法の上限金利(20 % ~ 15 %)と出資法の上限金利(20 %)の間の金利での貸付けについては、行政処分の対象となります。)違法な業者から借入れをすると、違法な高金利により借金はあっという間に増え、返済不能となってしまいます。

こうした被害にあわないためには、甘い融資話に惑わされることなく、無登録業者、高金利業者といった違法な金融業者を利用しないことが一番の防衛策です。

<事例 1 >

まとまったお金が必要となり、電話で勧誘されたヤミ金業者から借金をした。6万円の借入れに対し、1週間で利息が2万4千円と高金利である。すでに数回返済しているが、これ以上返済できないため無視していたら、嫌がらせの電話や脅迫めいた封書が届くようになった。どうしたらいいか。

<事例 2 >

融資のダイレクトメールを見て融資を依頼した。最初に保証金2万5千円を請求されたため支払ったが融資されない。

【アドバイス】

事例1のような、年利20%を超える金利を取る業者に対しては、出資法で刑事罰の対象となります。違法な金利を課した借金については、契約そのものが無効であるため、返済する必要はありません。

事例2は、ヤミ金の保証金詐欺と考えられます。借りる際は、まずその業者が信用できる業者かどうか確認し、安易に契約してはいけません。支払いをしてしまった場合は、警察に被害届けを提出してください。

【借金トラブルに陥らないためには・・・】

借りる前に、もう一度考えましょう！

- ・それは、本当に必要な借入れですか？
- ・将来の見通しは慎重に・・・。
- ・返済のための借入はしない。
- ・借入れの際は金利計算をし、返済できるかどうか確認しましょう。
- ・返済計画の立たないお金は借りない。

借りる業者は、慎重に選びましょう！

- ・低金利・好条件のうまい話には要注意。
- ・貸金業の登録をしている業者かどうか確認しましょう。
- ・契約の内容をきちんと説明できる業者を選びましょう。
- ・契約時には契約を明らかにする書類を受け取りましょう。

相談しましょう！

返済に困ったら一人で悩まず、家族や最寄りの相談窓口へ相談しましょう。

岐阜県の相談窓口 <http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11260/profile/syouhi.htm>

警察の相談窓口 <http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/POLICE/kaku/sodan.htm>

岐阜財務事務所相談窓口 <http://www.mof-tokai.go.jp/tajusodan.pdf>

相談窓口リンク <http://www.fsa.go.jp/soudan/index.html>

リンク

- ・登録貸金業者情報検索 金融庁
<http://www.fsa.go.jp/ordinary/kensaku/index.html>
- ・違法な金融業者に関する情報 金融庁
<http://hsa.go.jp/menkyo/menkyoj/ihou.pdf>
- ・生活設計診断 知るぽると <http://www.saveinfo.or.jp/tool/index.html>
- ・金融庁 <http://www.fsa.go.jp/ordinary/debt.html>